

令和6年度印西市高齢者虐待防止ネットワーク連絡協議会会議議事録

日時：令和6年8月21日（水）

午後2時から午後4時05分まで

場所：印西市役所別棟1階 農業委員会会議室

<傍聴人> なし

<出席者> 委員11名（欠席者なし）

氏名	備考
津金澤 俊和	印西市医会代表
山口 茂	民生委員児童委員代表
上條 眞由美	人権擁護委員代表
岡村 伸治	高齢者クラブ連合会代表
湯浅 政江	介護老人福祉施設代表
陶山 久仁子	介護老人福祉施設代表
高橋 知子	居宅介護支援事業所代表
須田 康行	居宅サービス事業者代表
野澤 万友美	居宅サービス事業者代表
篠澤 和貴	印西警察署代表
小名木 茂子	社会福祉協議会代表

<事務局> 高齢者福祉課長 岡本
介護保険係 鈴木
包括支援係 赤間・太田・池田
印西北部地域包括支援センター 工藤
印西南部地域包括支援センター 太田
船穂地域包括支援センター 吉橋
印旛地域包括支援センター 荒井
本埜地域包括支援センター 鈴木

<会議内容>

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議題
 - (1) 令和5年度高齢者虐待防止の取り組みについて資料1 資料1-1 資料1-2
(資料1-2は個人情報のため非公開)
 - (2) 令和6年度高齢者虐待防止の取り組みについて(案)資料2
 - (3) 印西市高齢者虐待対応マニュアルの改訂について 修正案
 - (4) その他
- 4 その他
- 5 閉会

<議事録>

《議題(1)に入る前に事務局より高齢者虐待の定義と市の虐待対応の考え方について説明》

高齢者虐待は大きくわけて二種類あります。一つ目が養護者による高齢者虐待、二つ目が養介護施設従業者等による高齢者虐待です。

「養護者による高齢者虐待」についての定義をあらためて確認していただきたいため定義を読み上げます。

「養護者とは、高齢者を現に養護する者であって、養介護施設従事者等以外のものとされており、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅のカギの管理など、何らかの世話をしている者(高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等)が該当すると考えられます。また、同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。」と記載があります。

しかし、虐待疑いとして相談があり、事実確認をすると、実際は高齢者虐待の定義には当てはまらないケースもあります。高齢者虐待にあたるかどうかの判断が難しいケースも多くあります。相談が入ったケースについては、虐待認定されなかったケースでも、支援機関と連携をとりながら状況に合わせて必要な対応を行っており、虐待認定の有無にかかわらず、支援は行っていきます。

市では、虐待の連絡や相談が入った場合、地域包括支援センターや関わりのあるケアマネジャーを中心に、被虐待者の置かれている状況を確認しています。

虐待疑いがある場合、緊急性がある場合を除き、市が介入することで本人やご家族の支援者全体に対する拒否感が生まれたりすることのないように、介入の必要性や時期、介入方法などについても慎重に検討しています。

また、やむを得ない状況(高齢者の生命や身体に関わる危険が高く、放置すると重大な結果を招く恐れが予測される状況)である場合は、措置入所も検討します。措置入所になると、高齢者は住み慣れた自宅から意図しなかった環境に行き、家族は、高齢者と引き離されたことにより希死念慮や市や支援機関に対する強い拒否感が生まれることも多いです。措置入所は一時的ですが、ご家族の関係はその後一生続き、支援者との関係も続いていきます。支援者が良好な関係を築いていかなければ、措置解除後に自宅に戻った場合、支援に入ることができなくなる可能性もあります。支援者側が、どんなに養護者支援の視点を持ち、支援のために関りたくても、措置後に良好な関係を築くことは困難を極めます。

このことから、市としては、最悪な事態で措置を行うより、虐待防止の観点から、早期介入・早期対応ができることが、最も望ましいことだと考えております。

本日皆さまには、高齢者虐待の現状を踏まえた上で、高齢者虐待防止の観点から活発なご意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

議題(1) 令和5年度高齢者虐待防止の取り組みについて

○資料に沿って事務局より説明

○質疑

- 【議長】 令和5年度高齢者虐待の状況について、施設からの相談は1件のみということよろしいか。
- 【事務局】 医療機関からの通報で1件となっている。
- 【C委員】 養護者は本人のお金について使途の判断ができないケースも多い。養護者のサポートについても行うのか。
- 【事務局】 本人、養護者の支援について別々に行っている。
- 【議長】 家庭内での夫婦喧嘩も多いが、家庭内のDVということもある。一回だけなのか、継続的に行われているのか等の確認はしているのか。
- 【事務局】 警察から通報票として上がってくるものについては夫婦喧嘩のものも多い。昨年度の通報13件中8件は夫婦喧嘩の内容であった。通報が上がってきた時点で聞き取りを行い、関係機関と連携して対応を行っている。
- 【D委員】 通報があり、対応後についてはフォローを行っているのか。
- 【事務局】 必要に応じて関係機関と情報共有を行い、引き続き対応が必要であればその都度対応を行っている。
- 【B委員】 認知症サポーター養成講座について、一般向けと小学生向けとあるが、中学生や高校生には講座は行わないのか。
- 【事務局】 中学生については小学校で行われているので、カリキュラムの問題もあり行っていない。去年は単発で夏休みに企画を行い実施している。高校生については2年前に依頼を受け実施をしているが、カリキュラムの問題もあり、今後の予定はたっていない。休日に開催であれば参加いただけると思うため、検討はしていきたい。
- 【D委員】 虐待防止の啓発ティッシュについてはどこで配布されているのか。
- 【事務局】 公共機関等や市役所のロビー、トイレ等の目の付きやすい所に置かせていただいで配布させていただいている。
- 【D委員】 虐待の通報については親族からの通報も多い。親族となれば中学生くらいが感覚的に感じる事が大きいと思う。中学生にティッシュ配布を行い啓蒙してもよい。
- 【議長】 ポスターについてはどうか。
- 【事務局】 ポスターについてはティッシュ同様に公共機関等、窓口の見やすい所に掲示させていただいている。
- 【議長】 ティッシュやポスター作製の費用対効果はどうか。通報は親族やケアマネ等が多い。効果的な啓発方法を考えないといけない。
- 【D委員】 啓発なので、表立った効果はないだろうと思う。
- 【H委員】 配布場所として、訪問先は高齢者が多いので、訪問先に届けてもよい。
- 【I委員】 通報する人は近隣の方もいるので、マンションのエントランス部分にティッシュを置いたり、通報も言葉に出さなくても通報できるツールがあってもよい。

議題(2)令和6年度高齢者虐待防止の取り組みについて(案)

○資料に沿って事務局より説明

○質疑

- 【K委員】 認知症サポーター養成講座は小学校何年生以上など取り決めはあるのか。
- 【事務局】 講座の内容から4年生以上とさせていただいている。どの学年で行うかについては学校判断としている。
- 【議長】 認知症サポーター養成講座は小学生全てが受講できているのか。
- 【事務局】 小学校判断により、できていない学校もある。
- 【議長】 中学校ではやらないのか。
- 【事務局】 小学校ではほぼ受けていること、カリキュラム的に難しいことにより中学校での開催は行っていない。
- 【議長】 啓発用のティッシュについては高齢者が多い医療機関にも置いてもいい。
- 【議長】 成年後見相談会は昨年度13件とあるが、毎月開催されているのか。
- 【事務局】 年11回の開催で行っている。
- 【議長】 月あたり1~2件の相談となると件数として少ないようにも感じる。広報活動等は行っているのか。
- 【事務局】 社会福祉課より社協の委託事業として、チラシ、HP等の広報活動を行っている。
- 【K委員】 周知方法も検討しなければいけない。
- 【G委員】 利用者も少ないが、制度を利用する対象者も少ない。法律的には認知症と判断された本人の口座からお金をおろすことはいけない行為だが、親や子どもの口座から親族がお金の出し入れを行っているケースは多い。認知症と判断され、口座が凍結されてしまい、お金が下せないとなったときに初めて成年後見の相談に来られるケースも多い。
- 【B委員】 民生委員・児童委員も歴史が古いが何をやっているのかと聞かれることは多い。制度として広く周知活動を行っていくことは必要だと感じる。
- 【議長】 最近は高齢で子どもがいない家庭も多い。今は金銭の管理はできているが、今後は不安もあると思う。病気になる前に対応できればと思うが。
- 【K委員】 本当に必要な方に情報が届いていないと感じる。最初に民生委員が高齢者と関わることも多いと思うが、民生委員より情報提供という部分ではどうか。
- 【B委員】 民生委員も年々高齢化しており、関わる方の方が年下ということも多い。情報を共有するということであれば民生委員活動でも行える。個人情報も取り扱うため、他の民生委員とも共有しづらい内容もある。
- 【C委員】 高齢者クラブ内で認知機能が低下する前に相談に行かれるよう周知することはできるのか。
- 【D委員】 高齢者クラブでも勉強会は開いている。周知については検討したい。
- 【議長】 施設入所の方でも後見人がついていない方はいるのか。
- 【I委員】 子どもがいない方等で数名はいる。
- 【C委員】 子どもがいても、関係が疎遠で拒否されるケースも多い。
- 【議長】 各委員でも啓発活動を行い、必要であればご相談を案内いただければと思う。

議題(3)印西市高齢者虐待対応マニュアルの改訂について

○修正案に沿って事務局より説明

○質疑

- 【D委員】 虐待対応フローの終結後、フォローはしないのか。
- 【事務局】 虐待対応としては終結となるが、個々のサービス支援等の対応は続いていくことになる。虐待の状況が再度、起こる場合は再度、関係機関と連携して介入していくことになる。
- 【J委員】 修正案では担当者会議がなくなり、コアメンバー会議と一緒に解釈でよいか。
- 【事務局】 コアメンバー会議で虐待の有無・緊急性の判断を行うことになる。コアメンバー会議は市管理職が入り、より迅速に判断を行うこととした。
- 【議長】 相談が入り、包括内3職種で検討を行い、虐待がないと判断される場合もある。包括内で虐待疑いがあると判断された段階で市に上がってくる。包括と市で協議することとなるが、コアメンバー会議は誰が参加するのか。
- 【事務局】 高齢者福祉課、関係包括支援センター、関わりのあるケアマネ等、個々のケースに応じて参加するメンバーをお願いしている。
- 【議長】 相談が入った段階でコアメンバー会議にすることはできないのか。
- 【事務局】 通報の段階ではわからない部分も多い。情報の精査、関係機関への聞き取り等を行う必要がある。
- 【議長】 包括から上がってきたものについては最初からコアメンバー会議を行うべきではないか。
- 【K委員】 ケースによって情報の精査等は必要ではないか。その後のコアメンバー会議になるのでは。
- 【議長】 管理職が入る前に虐待ではないと判断される可能性も考えられる。
- 【事務局】 事実確認の協議では管理職は入らないが、報告書として管理職にも上がってくる。フローとしてはこのような順序となるが、緊急性がある場合はすぐに管理職が加わりコアメンバー会議を開く等、臨機応変に対応している。フローとして過程はあるが、通報のみの情報では判断しきれないため、安易に判断しないよう情報収集を行っていく必要がある。コアメンバー会議は虐待の有無・緊急性の重要な判断を行うので、確実な情報が必要である。情報収集の段階で虐待フローに載せなくてもよい案件については関係機関に引き継ぎ、虐待の有無・緊急性の判断が必要なケースはコアメンバー会議を行っている。
- 【議長】 通報の全件についても、最終的な判断についてはコアメンバー会議で決めるべきなのでは。
- 【K委員】 判断については職員の負担もある。管理職の判断のもとすべてのケースについてコアメンバー会議で決めてはどうか。検討いただきたい。
- 【J委員】 コアメンバー会議後の虐待認定有の場合、緊急性なしの対応はどうなるのか。
- 【事務局】 緊急性の有無に関わらず、必要に応じて緑枠内部分の対応や個別支援会議を開き、終結まで対応の流れは同様である。緊急性ありの場合はスピード感をもって対応を行っている。
- 【議長】 他にご意見はないでしょうか。では上がった意見を参考に事務局で発行をお願いします。

議題(4)その他について

- 【J委員】 資料1-2については持ち帰ることはできないか。氏名、住所、生年月日等の個人情報特定するものはないので、情報共有するためにも持ち帰りたい。委員の皆様には守秘義務もある。
- 【事務局】 資料1-2については個人の状況が書かれているため、見る人によっては個人を特定できる可能性がある。個人情報を取り扱う課に確認してから配布できるかは判断させていただく。
- 【I委員】 介護事業所の場合、このような事例があったと今後の参考になる。
- 【G委員】 事業所でも虐待防止委員会もあるため、検討材料のひとつとして、今後の啓発にもなる。
- 【H委員】 警察からの通報に対して、結果のフィードバックはしているのか。
- 【事務局】 通報票に対して対応状況をまとめ、報告はさせていただいている。
- 【G委員】 近辺市町村との比較があってもよい。良い所は真似してもよいのでは。
- 【議長】 市ごとの統計のようなものはあるのか。
- 【事務局】 県の調査で報告は上げている。この会議の会議録、一部を除き会議資料は公開している。
- 補足として、令和4年度の国、県の相談通報件数、認定件数は出ている。令和4年度の千葉県相談通報件数は1966件 認定件数は737件となっている。
- 【K委員】 印西市も他の市町村と同じ基準で虐待認定しているのか。
- 【事務局】 同じ基準で対応している。
- 先ほどの印西市高齢者虐待対応マニュアルについては基本的に国のマニュアルに沿って作成している。今までのマニュアルが国の基準とそれっていた部分もあったため、国の基準に合わせて修正案を出させていただいた。
- 【C委員】 関係機関に人権擁護委員も含まれているので、必要であれば個別支援会議等の出席を求めている。社会福祉協議会で心配事相談を行っており、地域包括支援センターの皆様にも相談、協力いただいている。今後ともよろしく願います。
- 【議長】 他にご意見はないでしょうか。ご意見がないようでしたら議題を終了させていただきます。委員の皆様、ご協力いただきありがとうございました。

令和6年8月21日に行われた、令和6年度印西市高齢者虐待防止ネットワーク連絡協議会の会議録は、事実と相違ないことを承認する。

令和 6年 9月 20日 会議録署名委員 高橋 知子

令和 6年 9月 20日 会議録署名委員 須田 康行